

の起立を求めます。

(起立全員)

- 渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第94号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

- 安部 隆文教常任委員長** おはようございます。

平成29年第5回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成30年度から致芳地区公民館、西根地区公民館、平野地区公民館をコミュニティセンターへ移行することに伴い、名称及び位置並びに対象区域の規定から、3つの公民館の名称等を削除する改正を行うため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、公民館が条例からなくなるわけだが、館長会をしなくなるのか、コミュニティセンターへの移行に不安がある公民館もあるようだが、コミュニティセンターの館長なども含めて、今まで同様に館長会や主事会をするのか、どのように考えているのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、これ

まで公民館館長会、主事会については文化生涯学習課で担当してきたが、引き続き地域づくり推進課と一緒に歩調を合わせて対応していきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

- 渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第91号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。

平成29年第5回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第86号 訪問看護中の事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、訪問看護中の事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、健康課長からは、事故は平成29年6月27日の午前11時30分ごろ、損害賠償請求者宅において本市の訪問看護師がベビーベッドのキャスターを破損させたものであるとの説明がありました。

質疑に入り、委員からは、当事者である子供は山形大学医学部附属病院に入院していたとのことだが、この事故との因果関係はないのかとの質疑がなされ、健康課長からは、因果関係はないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、重度心身障害者医療で限度額を超える分を還付するという改正だと理解しているが、対象者は何名かとの質疑がなされ、市民課長からは、当該医療の対象者は505名だが、そのうち一部負担金ありの59名の方が対象となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、還付に係る補正は必要ないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、平成29年8月1日から平成30年7月末までの1年間の医療費が限度額を超えた場合に還付となるため、今年度の補正は必要ないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○渋谷佐輔議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第86号 訪問看護中の事故に係る損害賠償の額の決定について及び日程第6、議案第92号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第86号 訪問看護中の事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔議長 起立全員であります。よって、議案第86号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第92号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之産業・建設常任委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成29年第5回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

なお、請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第87号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の委託に関する協定を締結するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 長井市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本条例の施行後に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法との用語等の整合を図るため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 法讚寺通り(いちまた～渡部理容店間)の消雪化促進についての請願について申し上げます。

本請願は、法讚寺通り消雪化推進の会、呼びかけ人、今泉義憲氏、今泉侃惇氏、小泉忠吉氏、菅慶子氏、斎藤慎治氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、2013年2月に法讚寺通りの消雪化について呼びかけ人一同が四ツ谷地区長、あら町地区長の賛同署名を添え、関係22世帯、53人の連名で市に要請しているが、今冬も実現しておらず、高齢化により自力での除雪が限界に達していることから、来年の降雪期前に法讚寺通りの消雪化を実現するよう市に要請していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、この法讚寺通りというのは市道花作平山線のことだと思うが、市道名ではなく、あえて法讚寺通りという名称を使ったのはなぜかとの質疑がなされ、紹介議員からは、地元では通称法讚寺通りと呼んでいる。市に要請したときは正式名称で行ったが、今回はわかりやすい通称で請願を提出させていただいたとの答弁を受けたところでありました。

さらに、委員からは、消雪道路の設置基準は